

「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

報酬算定・基準

「介護保険制度に係る書類・事務手続きが見直しされました！」
「個人情報保護の徹底について」
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について」

最近の動向

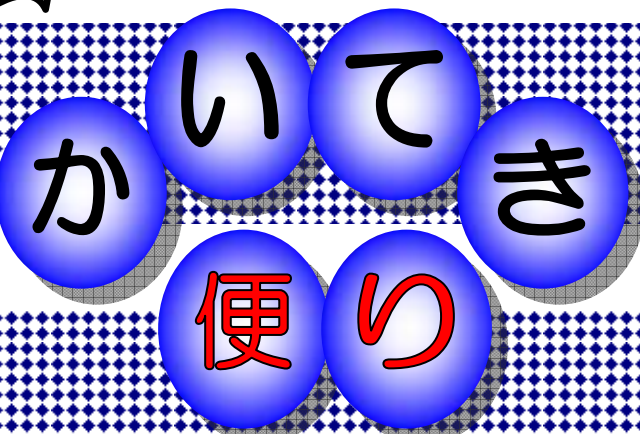
「社会保障審議会介護保険部会・介護給付費分科会が開催されています」

お知らせ

「第一期在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集中です」
「介護職員処遇改善交付金「キャリアパス要件等届出書」の提出期限が迫っています！！」
「平成21年度指導検査報告書の発行について」

注意

「身体的拘束廃止に向けた取組について」
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」



平成22年9月1日発行 第74号

報酬算定・運営基準

介護保険制度に係る書類・事務手続きが見直しされました！

介護保険制度に係る書類・事務手続きについては、書類作成や事務手続きが煩雑で、関係者の負担になっているとの意見があることから、厚生労働省が、広く利用者、事業者、従業者、自治体等関係者から意見を募集していたところです。この度、本募集で提案された意見のうち、早期対応が可能なものについて、対応が示されましたので、ご確認ください。

詳細については、以下のホームページに掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】 東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報(厚生労働省からの通知) > 介護保険最新情報(厚生労働省通知) > 介護保険最新情報 Vol.155

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/index.html

報酬算定・運営基準

個人情報保護の徹底について

介護サービス事業者は、事業活動において、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知りえない個人情報を詳細に知りうる立場にあり、個人情報の適正な取扱いが特に求められます。各事業所においては、運営基準等に定められた「秘密保持等」に関する規定について改めて確認の上、個人情報保護の徹底をお願いします。

下記のホームページに、個人情報保護に関する参考情報が掲載されていますので、業務の参考にご活用ください。

【個人情報保護法について(消費者庁HPより)】 <http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

【医療・介護ガイドライン(厚生労働省HPより)】 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>

報酬算定・運営基準

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について

居宅介護支援事業所においては、平成22年3月1日から同年8月末日までの居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の最もその紹介件数の多い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した、特定事業所氏集中減算チェックシートについて、紹介率最高法人の割合が、3つのサービスのうちいずれかで90%を超えた場合は、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。(受付期間は、9月1日から9月15日必着)

【郵送先】 163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準

東京都介護サービス情報 > 厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等 > 特定事業所集中減算
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4175

最近の動向

社会保障審議会介護保険部会・介護給付費分科会が開催されています

今後の介護保険制度について、介護保険部会・介護給付費分科会で議論されています。

資料及び審議内容については、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】 審議会・研究会等 > 社会保障審議会 > 介護保険部会・介護給付費分科会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi31>

第 期在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集中です

お知らせ

東京都では、医療ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を図ることにより、利用者の自立支援に資することを目的とした在宅医療サポート介護支援専門員研修を実施しています。現在、平成22年度第 期在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集しています。

【研修受講対象者】

東京都内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(医療系資格を有する者を除く)であり、医療と介護の連携を図ることにより適切なケアマネジメントを担い、地域ケア体制の基盤充実に資することができる方。ただし、常勤の介護支援専門員としての従事期間が3年(36ヶ月)以上である方を優先します。なお、受講には区市町村の推薦が必要です。

【募集要項及び申込関係書類】

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会ホームページ(<http://cmat.jp>)よりダウンロードしてください。

【募集締切り】 平成22年9月15日(水曜日)【必着】

【書類提出先】

所属事業所所在地の区市町村の在宅医療サポート介護支援専門員研修を担当する所管課まで (募集要項参照)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護人材係 TEL03 - 5320 - 4279

お知らせ

介護職員処遇改善交付金「キャリアパス要件等届出書」の提出期限が迫っています！！

介護職員処遇改善交付金の「キャリアパス要件等届出書」の提出期限は、平成22年9月30日(木曜日)【必着】です。

平成22年10月サービス提供分から、キャリアパス要件等の適合状況に応じて交付金が支給されることとなります。届出がない場合は、交付率が現在の2割減となりますのでご注意ください。

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】 TEL03 - 5320 - 4343

受付時間:平日9時30分～17時(11時45分～13時15分を除く)

お知らせ

平成21年度指導検査報告書の発行について

平成22年9月に「平成21年度指導検査報告書」を発行します。これは、平成21年度に介護サービス事業所等の社会福祉施設や保険医療機関等に対して東京都が行った指導検査等の結果をまとめたものです。

実地検査の実施数は3,678か所となり、前年度より72か所増加しています。また、指導検査等による返還金額は約5億7千万円となっています。

指導検査の実施数や指摘施設数の他、主な問題事例に対するの改善のポイント、根拠法令等を記載しています。9月以降にホームページに掲載しますので、事業運営上の問題点の発見や改善に向けた取組のため、是非ご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 > 分野からのご案内(福祉保健の基盤づくり) > 福祉保健施策(指導検査報告書)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shisaku/houkokusyo/index.html>

【お問い合わせ先】 指導監査部指導調整課 TEL03 - 5320 - 4051

注意

身体的拘束廃止に向けた取組について

身体的拘束については、厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」において具体的な11例が示されていますが、東京都が行った実地検査において、以下のような事例を「身体拘束廃止に向けた取組が不十分である」として指摘しています。施設においては、身体的拘束の廃止に向けて、十分な取り組みを行うことが必要です。

事例1: ずり落ち防止との理由からエプロンひもで車いすに縛ったり、車いす乗車時や食事提供時に安全ベルト・オーバーテーブルを使用していたにもかかわらず、説明書の作成、家族への確認手続きが行われていなかった。

事例2: 他入居者の立ち入り防止との理由から、自分の意思で開・施錠できない入居者の居室を施錠していたにもかかわらず、家族等への説明、計画的な取組及び記録の作成が不十分であった。

詳細は、上記お知らせの「平成21年度指導検査報告書」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 指導監査部指導第一課 TEL03 - 5320 - 4287

注意

福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成22年8月6日付) 詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html